

議案第 17 号

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市立埴生小学校の移転に伴い、同校内に設置する埴生留守家庭児童会の位置の変更が生じ、また、羽曳野市留守家庭児童会の開会時間の延長に伴い、延長に係る使用料その他必要な事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市留守家庭児童会条例(平成14年羽曳野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

同 伊賀5丁目6番30号(埴生小学校内)

」を

「

同 伊賀5丁目8番1号(埴生小学校内)

」に改める。

第5条第1項中「前条第2項に規定する児童会への入会の許可をされた」を「児童会に入会する」に改め、同条第2項中「使用料の額」を「前項の使用料の額」に改め、同条第3項中「使用料」を「第1項の使用料」に改め、同条第4項を削る。

第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(還付)

第8条 既に納付された使用料及び延長使用料については、還付しない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第5条の次に次の1条を加える。

(延長使用)

第6条 児童を規則で定めるところにより延長される開会時間に児童会を使用(以下「延長使用」という。)させようとする保護者は、委員会に対し、規則で定めるところにより延長使用の申請をしなければならない。

2 委員会は前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとし、延長使用が適当であると認めるときは、その許可をするものとする。

3 延長使用する児童の保護者は、納付日までに前条第1項の使用料のほか、延長使用に係る使用料(以下「延長使用料」という。)を納付しなければならない。

4 延長使用料の額は、児童 1 人につき月額 1,500 円とする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定、第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 7 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定及び第 5 条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

羽曳野市留守家庭児童会条例 新旧対照表

新	旧																
<p>(児童会の名称及び位置)</p> <p>第 2 条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埴生留守家庭児童会</td> <td style="text-align: center;">同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号 (埴生小学校内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条・第 4 条 省略 (使用料)</p> <p>第 5 条 <u>児童会に入会する児童の保護者は、別に規則で定める日(以下「納付日」という。)までに使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の使用料の額は、児童 1 人につき月額 5,000 円とする。ただし、同一世帯で 2 人以上の児童が入会するときは、そのうちの 1 人を除く他の児童の使用料は、1 人につき月額 2,500 円とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、規則で定める特別な事由があると認める者に対し、第 1 項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(延長使用)</u></p> <p>第 6 条 <u>児童を規則で定めるところにより延長される開会時間に児童会を使用(以下「延長使用」という。)させようとする保護者は、委員会に対し、規則で定めるところにより延長使用の申請をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>委員会は前項の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査するものとし、延長使用が適当であると認めるときは、その許可をするものとする。</u></p> <p>3 <u>延長使用する児童の保護者は、納付日までに前条第 1 項の使用料のほか、延長使用に係る使用料(以下「延長使用料」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>延長使用料の額は、児童 1 人につき月額 1,500 円とする。</u></p>	名称	位置	省略	省略	埴生留守家庭児童会	同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号 (埴生小学校内)	省略	省略	<p>(児童会の名称及び位置)</p> <p>第 2 条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埴生留守家庭児童会</td> <td style="text-align: center;">同 伊賀 5 丁目 6 番 30 号 (埴生小学校内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条・第 4 条 省略 (使用料)</p> <p>第 5 条 <u>前条第 2 項に規定する児童会への入会の許可をされた児童の保護者は、別に規則で定める日(以下「納付日」という。)までに使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>使用料の額は、児童 1 人につき月額 5,000 円とする。ただし、同一世帯で 2 人以上の児童が入会するときは、そのうちの 1 人を除く他の児童の使用料は、1 人につき月額 2,500 円とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、規則で定める特別な事由があると認める者に対し、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>4 <u>第 1 項の規定により、既に納付された使用料については、還付しない。ただし、委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。</u></p>	名称	位置	省略	省略	埴生留守家庭児童会	同 伊賀 5 丁目 6 番 30 号 (埴生小学校内)	省略	省略
名称	位置																
省略	省略																
埴生留守家庭児童会	同 伊賀 5 丁目 8 番 1 号 (埴生小学校内)																
省略	省略																
名称	位置																
省略	省略																
埴生留守家庭児童会	同 伊賀 5 丁目 6 番 30 号 (埴生小学校内)																
省略	省略																

第7条 省略

(還付)

第8条 既に納付された使用料及び延長使用料
については、還付しない。ただし、委員会が
特別の事由があると認めるときは、この限り
でない。

第9条 省略

以下省略

第6条 省略

第7条 省略

以下省略